別記様式第１４号（規格Ａ４）（第１９条関係）

意　　　見　　　書

年　月　日

群馬県知事　あて

氏名又は名称

法人代表者氏名

住　　　　　所

電　話　番　号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第２項の規定により、　　　　年　　月　　日に公告された大規模小売店舗の届出については、別紙１のとおり意見を述べます。

　記入上のご注意

①　あなたが提出したご意見（ただし、別紙１の部分のみ）は、大規模小売店舗立地法第８条第３項の規定により、その概要を公告（注　県のホームページなどでの公開）し、かつ、１か月間縦覧（注　県庁県民センターなどで一般の人が自由に見られる状態に置くこと。）に供されます。

② ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。

③　あなたは、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、大規模小売店舗の周辺の地 域の生活環境の保持の見地から、ご意見を述べることができますので、別紙２に掲げた事項 （項目）に従い、お書きください。単に「交通が渋滞する。」、「騒音が発生する。」等で　　　はなく、できるだけ具体的にお書きください。

④　ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められ　　　る場合は、公告及び縦覧に供しません。

　 ⑤ ご意見は、次の住所あてに、郵送又は持参してください。

　　　　　提出先

　　　〒３７１－８５７０

　　群馬県前橋市大手町１－１－１

　　群馬県地域企業支援課

　　電話　０２７－２２３－１１１１（代表）

別　紙　１

意　　　　見　　　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 |  |
| 別紙２の事項（項目） |  |
| 生活環境の保持の  見地からの意見 |  |
| 理　　　　　由 |  |
|

別　紙　２

意見を述べることができる事項（項目）

１　住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（１）駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

②駐車場の位置及び構造等

③駐輪場の確保等

④荷さばき施設の整備等

　　⑤経路の設定等

（２）歩行者の通行の利便の確保等

（３）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（４）防災・防犯対策への協力

２　生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（１）騒音の発生に係る事項

①騒音問題に対応するための対応策について

②騒音の予測・評価について

（２）廃棄物に係る事項等

①廃棄物等の保管について

②廃棄物等の処理について

③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

（３）街並みづくり等への配慮等

①外観整備による街並みづくり等との調和

②連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力

③地域住民等に影響を与える「光害」への対応

④その他街並みづくり等への配慮に関すること